指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

指名停止措置業者名	住所	建設業許可番号
株式会社久米工務店	茨 城 県 行 方 市 成 田 9 5 0	0 2 - 0 1 3 3 3 3

- 注)建設業許可番号「1-」は国土交通大臣許可,「2-」は茨城県知事許可, 「3-」は他県知事許可を表す。「5-」は県外建設コンサルタントの有資格 者番号を表す。
- 2. 指名停止措置期間 令和4年2月9日~令和4年3月8日(1か月)
- 3. 指名停止措置の適用範囲 茨城町が発注する工事等

4. 事実概要

(株) 久米工務店は、令和4年1月14日に鉾田工事事務所が開札した河川堆積土砂撤去工事(03県単河防第03-56-755-0-001号)について落札候補者となったが、有効な経営事項審査を受審したことを証する書面を有しておらず資格要件を満たさなかった。

5. 指名停止理由

上記事実は、「茨城町建設工事等請負業者指名停止等措置要領」(平成29年要領第3号)別表第2第15号ウに該当すると認められる。

〈指名停止等措置要領別表第2〉

措 置 要 件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか,業務に 関し,次に掲げる不正又は不誠実な行為をし,工事 の請負契約の相手方として不適当であると認めら れるとき。 ア,イ(略)	
ウ その他,業務に関し不正又は不誠実な行為があった と町長が認めたとき。	当該認定をした日から 1ヶ月以上9ヶ月以内

間い合わせ先

茨城町総務部財政課

茨城県東茨城郡茨城町大字小堤 1080番地

電話029-297-5005 (ダイヤルイン)